

平成25年10月25日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第47回船員部会

#### 議事録



## 開 会

【田中船員政策課課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただ今より交通政策審議会海事分科会第47回船員部会を開催させていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、本日は所用によりご欠席となっておりますけれども、新たに労働者側の臨時委員として全日本海員組合の森田副組合長が就任されましたので、ご紹介いたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料の番号は、縦置きの資料は右上に、横置きの資料は左上に記載してございます。

まず、資料1といたしまして、「最低賃金専門部会について」が1枚でございます。資料2といたしまして、「平成25年度(第57回)船員労働安全衛生月間について」が2枚でございます。資料3といたしまして、「交通政策審議会への諮問について、諮問第186号『船員派遣事業の許可について』」が2枚、その参考資料として、資料3-1が表紙を含めて3枚、こちらは委員限りの資料となっております。

以上でございますが、資料は行き届いておりますでしょうか。

それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は落合部会長が所用によりご欠席のため、竹内部会長代理、司会進行をお願いいたします。

### 1. 最低賃金専門部会について

【竹内部会長代理】 ただいまご紹介がありましたとおり、本日、落合部会長がご用事がおありということですので、代わりまして、私のほうで議事進行をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1. 最低賃金専門部会について、この件につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

**【松澤安全衛生室長】** 船員政策課の松澤です。よろしくお願いいたします。

資料1「最低賃金専門部会について」をごらんください。前回の当船員部会におきまして、最低賃金専門部会についてご報告したところですが、その後の修正を中心に簡単にご説明したいと思います。

まず、資料1の左側、全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業につきましては、引き続き業界内におきまして検討、調整が必要ということで、内航につきましては11月12日、海上旅客運送業につきましては11月13日に、それぞれ第2回の最低賃金専門部会を開催することとしております。

続きまして、遠洋まぐろにつきましては、第2回を9月30日に開催いたしましたが、労使の合意を得られなかったため、やむを得ず、11月11日に第3回の最低賃金専門部会を開催することとしております。

以上を踏まえまして、来月11月となりますが、第48回船員部会におきまして、最低賃金専門部会の審議結果のご報告と答申案のご審議をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**【竹内部会長代理】** ご説明ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

**【小比加臨時委員】** 小比加でございます。

前回の船員部会の中でも一応ご説明したんですけども、先生方は、皆さん、この専門部会のほうで事前にいろいろお聞きになって、内航の業界の状況というのはお分かりだと思いますけれども、11月12日に専門部会があるその中で、今の内航の船腹量の中で74%を超える部分が14年超の船だとか、用船料が上がらないとか、日銀のサービス指数なんかでいったら、25年前の水準をまだ下回っているような状況です。そういう状況の中で、内航のほうとしても、できる限りのご協力はしたいとは思いますが、なかなか厳しい環境にあるということをよくご配慮のほどお願いしたいと思います。

**【竹内部会長代理】** ありがとうございます。

他にはいかがでございますでしょうか。高橋委員、よろしくお願いいたします。

**【高橋臨時委員】** 今の報告については、別段、異論はございませんが、それに関連する質問ということで、漁船の最低賃金に関するところで、質問と意見ということ

でよろしいでしょうか。

【竹内部会長代理】 はい。

【高橋臨時委員】 それでは、漁船の最低賃金という観点から、この場でも再三申し上げておきましたけれども、ご承知のとおり、漁船員の半数以上の人々が、いまだ最低賃金が適用になっていないという状況になっています。この事実というものについては、ILOの131号条約に関して、ILOの条約勧告適用専門家委員会で、問題提起されました。今年6月開催のILO102回の一般総会でも決定されました。その内容が、我が国に対して質問状が多分、送られてきているのではないかと考えております。

あわせて、9月13日に厚生労働省で開催をされましたILOの懇談会においても、連合のほうから、厚生省に対して国交省と連携して解決に当たるというように要請もいたしております。これまでの国交省当局の答弁というのは、いつも漁船員については最低賃金法というものが適用になっているということでございますけれども、労使の合意がなければ設定できないというこの一言から一歩も前進をしていないという状況でございます。

あわせて、最低賃金法の35条には、国土交通大臣または地方運輸局長は、必要と認める場合は審議会の意見を聴いて特定最賃を定めるようにと記載されております。当然、最低賃金というものは国が定める事項であって、労使の合意事項ではないというように考えております。ここで質問なんですけど、4点ございます。

まず、1点目ですけれども、陸上のすべての最賃というものが、労使合意のもとで設定をされたのかということです。国が労働者保護ということから、最低賃金を設定するため、多分、指導したものではないのかということで、単に労使の意見を聞いたということではないのかというような印象を受けております。

それから、2点目でございますけれども、毎回、使用者側の理解を得ることから、勉強会を開催したい、その勉強会の開催の支援をしたいんだということを言ってきておりますけれども、この1年間、そういった努力というのはどの程度されているのか、その結論がどういうふうになっているのか、教えていただきたい。

それから、いわゆる使用者側の合意がなければ、低廉な労働条件で働いております漁船員の保護というものができないのかどうか。我々から見れば、海事局というのは船員の保護行政というものを軽視しているのではないかと考えております。

それから、4点目でございますけれども、ILOのいわゆるダイレトリクエストに対して、2016年までに回答をしないらしいというような話も聞いております。連合も、ILOも当然そうですけれども、回答してくださいということを言っているのではなくて、最賃の制度がないことがおかしいと言っているのだと私は思っておりますので、その辺どうなっているのか。この4点。

最後に、現在の安倍政権の状況を見ますと、陸上の最低賃金をアップしなさい、それから賃金をアップしなさいというようなことで、日本の社会全体が景気の底上げというものに努力をしているという状況です。その中で最賃のアップ、それから労働賃金のアップどころの騒ぎではなくて、最賃の適用がない漁船労働者がかなりの人数いるのだということが、本当に許されていいのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っております。

今日、答弁できない件については、次回、この場で答えていただければ結構ですけれども、今日、答えられる分については、お答えをいただければと思います。

以上です。

【竹内部会長代理】 ありがとうございます。

では、ただ今ご質問が4件ございました。もし今日、この場でお答えできるものがあれば、お答えいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

【多門船員政策課長】 済みません。ご指摘の中には、これまで我々、ILOの国内の協議会等でも出たご質問等もございまして、部分的にお答えできるものもあるのですが、一連の流れの中でのご質問になっており、私どもも今回通告をいただいております、事前の準備ができておりませんので、できましたら、次回以降で再度調整させていただき、ご報告をさせていただくという形にいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【竹内部会長代理】 よろしゅうございますか。

【高橋臨時委員】 結構です。

【竹内部会長代理】 次回以降、一括してご回答いただくということでお願いいたします。ありがとうございます。

他にはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

## 2. 平成25年度（第57回）船員労働安全衛生月間について

他にございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。議題の2になります。「平成25年度（第57回）船員労働安全衛生月間」につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【松澤安全衛生室長】 引き続きまして、資料2に基づき平成25年度（第57回）船員労働安全衛生月間についてご説明いたします。

まず、今年度の船員労働安全衛生月間につきましては、資料の表題の2行目に書いてございますように、「「元気だよ」無事を祈り待つ家族 その一声で ほっとする」というスローガンのもとに、原則としまして9月1日から30日までの1カ月間、各地で各種の活動を展開しております。特に今年度につきましては、1. の第3段落にも書いてございますように、運輸安全委員会の「船舶事故ハザードマップ」がごく最近できたということから、その講演を各地で開催しています。さらに、本年8月20日、世界的に発効いたしました海上労働条約の批准に伴います船員法改正についても周知指導等を行っております。

2番目としましては、各地域における活動の内容となりますが、まず、船員災害防止大会につきましては、その下に記載しております釧路以下の全国18カ所で開催いたしまして、1,299人の方に参加していただきました。その中に書いてございますように、前回の本部会におきましてご紹介いたしました船員労働災害防止優良事業者の認定証、1級、2級がございますが、それらの認定証の伝達についても、あわせてその大会で行っているところでございます。

②としまして、講演会、講習会等につきましては、例えば生存対策講習会等につきまして、59カ所、2,625人のご参加をいただいたところです。特に本年度におきましては、後ほど説明いたします毎年開催している生存対策講習会（サバイバルトレーニング）の他に、南海トラフの地震対策、更に東日本大震災におきます津波関係についても、昨年度に引き続きまして各種講演等を実施しております。

その他、船員無料健康相談所の開設等をしております。

今回は、この会場のこちらのほうにパネルやポスターを展示しておりますが、第10次の基本計画期間中におきまして、家族目線、あるいは家族の方に参加していただく各種の取組ということを、以前の部会でご紹介しておりますが、こちらの月間のポスターにつきましても、ご家族の方が船の出港を見送る写真を使わせていた

だいております。また、その脇のほうに、月間中に各船等に配布しておりますステッカーを置いております。上から4枚までが日本語となっております、5つ目が英文となっております。一番下がスペイン語となっておりますが、いずれにしましても、いわゆる外国人の方が乗っております混乗船でも、それらのステッカーを配布いたしまして、安全意識の高揚を行っていただいたということでございます。

続きまして資料2の2ページ目、参考資料としまして、8月21日に大分市で開催されましたサバイバルトレーニングと呼んでいますが、生存対策講習会の写真をご参考までに掲載しております。一番上が、座学につきまして、各種救命具等の取り扱いの説明をこのような形で行っております。2段目が消火器の使い方ということで、右のほうは、実際に受講された方が、泡消火器だと思っておりますが、消火器を使って消火の訓練をしているものです。3段目となりますが、岸壁におきまして、膨脹式救命いかだを海上に投下しまして、実際に受講されている方が泳いでいって、その救命いかだに乗り移るという訓練をしております。一番下の右側の写真でございますが、同じくこの講習会におきまして、発煙筒を実際に点火いたしまして、その使い方等を講習したというようなことで、生存対策講習会をしております。

以上でございます。

【竹内部会長代理】      ご説明、ありがとうございました。

では、ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、特にございませんようでしたら、そういう報告があったということで、次の議題に参りたいと思います。

### 3. 船員派遣事業の許可について

次は議題の3になります。船員派遣事業の許可についてということでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することによって当事者等の利害を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願い申し上げます。

(関係者以外退席)



## 閉 会

【竹内部会長代理】 それでは、本日予定されております議事は全て終了いたしましたけれども、この他につきまして、何か皆様のほうからございますでしょうか。

【平岡臨時委員】 1点、ちょっと教えていただければと思うんです。宇城市立九州海技学院というところがあるんですが、住所は熊本県宇城市三角町です。ここは、市立の九州海技学院ということで、船舶職員の養成とか免状の切りかえとか、いろいろやっているところですが、ここにきて経営が成り立たなくなって、事業を譲渡する話が出てきています。例えば、一般社団法人で船舶職員養成協会とか、もう一つは、西のほうは株式会社という形の中でやっているんですけれども、そういうところがてこ入れするのか、この様な養成施設がなくなるということは、やはり船員の確保・育成とかその辺にもかかわってきますので、例えば、成り立たなくなってくるようであれば、国のほうで何らかの助成をしながら、成り立つような考えがあるのかどうか、お聞きできればと思います。

【竹内部会長代理】 では、お尋ねでございますので、お願いできますでしょうか。

【古坂雇用対策室長】 それでは、私のほうから、今の現状を把握している範囲内でございますが、お話をさせていただければと思っております。

おっしゃられましたとおり、九州海技学院は存続ができなくなったということで、そこら辺の情報としては聞いてございます。私どもといたしましては、この学院で離職者の技能訓練とか、そこら辺の観点からこれまでも使われているということもございまして、その後の状況はどうなるのかということから、ちょっと探りを入れておりましたところ、あるどこかの法人が、公益法人らしいんですが、そちらがどうも肩がわりをしてくれそうだということです。ただし、全く船員と関係ない法人ではございませんで、私どもの船員の労働保護、または離職者対策とか、そういうふうな観点から活用できる法人ということで聞いております。現段階におきましては、その程度なんでございますが。

【竹内部会長代理】 ただ今のご回答につきまして、いかがでしょうか。

【平岡臨時委員】 じゃあ、これは別の法人が、多分、全く関係ないところは入ってこられないと思いますので、同じような事業をやっているような法人がそこを継承していくという理解でいいんですか。

【竹内部会長代理】 お願いします。

【古坂雇用対策室長】 基本的には、確認できている範疇では、そういうふうを確認しております。ただし、規模的な面で、これまでの九州海技学院が持っている規模が、引き受ける法人等でそのまま移行されるのかどうかまでは詳しくは存じ上げておりませんので、そこはまた別途調べられれば調べていきたいと思っております。

【竹内部会長代理】 とういことですが、よろしゅうございますでしょうか。

【平岡臨時委員】 はい。

【竹内部会長代理】 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ事務局より今後のことをお願いいたします。

【田中船員政策課課長補佐】 次回の部会の開催日程でございますが、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

以上です。

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第47回船員部会を閉会といたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様におかれましては、ご出席、どうもありがとうございました。

— 了 —